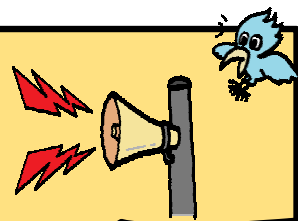


ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～ VOL. 11



新聞の長期契約は慎重に！

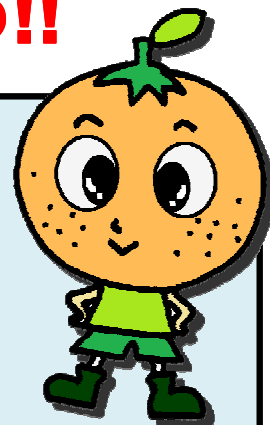


●訪問販売で契約した新聞のクーリング・オフ期間は、契約書を受け取ってから8日間です。

※クーリング・オフ期間後の解約は大変難しいです！
契約する際は慎重に判断しましょう!!

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

- 和歌山県消費生活センター
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904
(平日) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)
- 和歌山県消費生活センター紀南支所
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943
(平日) 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)



みかすけ